

令和3年3月24日

保健学研究科
医学部保健学科
学生 各位

保健学研究科長・医学部保健学科長
安田 尚史

令和3年度前期の授業実施方針等について

本学の活動制限レベルは、令和3年3月24日現在「レベル2(一部レベル1)」であり、保健学研究科・保健学科における令和3年度前期の授業実施方針及び学生の入構については、全学の方針に則り、以下のとおりとします。

【講義・演習、学内実習、学外実習の指針及び学生の研究活動の指針について】

活動制限レベルに応じ、本指針を別紙1のとおりとし、学生及び教職員は本指針を遵守し対面授業及び学生の研究活動に取り組むこととします。

【授業の実施について】

1. 令和3年度前期においては、原則として対面授業を中心に実施することとし、一部の講義及び実習・演習科目については、遠隔またはハイブリッド(遠隔+対面)により実施いたします。各授業科目の実施形態は、時間割上に記載しています。具体的な授業日程等は必ず BEEF 上で授業開始日までに確認してください。なお、登校時間の都合等やむを得ない理由により遠隔授業を学内アクセスポイントで受講する場合は、時間割記載の教室を使用してください。また、アクセスポイント利用のガイドラインを遵守してください(別紙2)。

2. 学部保健学科1年次生の専門科目(金曜日の授業)は、原則対面(4専攻合同科目は対面+別室での遠隔)で実施します。全学共通授業科目(共通専門基礎科目含む)については、国際教養教育院HPやBEEF等で確認してください。

【学生の入構について】

感染拡大防止に配慮し、対面授業の受講、教員の指導に基づく研究活動及び届出により許可された課外活動以外の入構を制限します。入構に際しては「健康管理票」(別紙3)に毎日記録することを要請します。

その他、証明書発行機の利用や事務室への書類提出等で大学への入構が必要な場合は入構を許可(届出不要)しますが、可能な限り郵送による手続きを取るなど感染防止に努めてください。

【別添資料】

- ・保健学研究科・医学部保健学科における講義・演習・学内実習・学外実習の指針及び学生の研究活動の指針（別紙1）
- ・学生の学内アクセスポイント利用に関するガイドライン（別紙2）
- ・健康管理票（別紙3）

令和3年3月24日

**保健学研究科・医学部保健学科における
講義・演習・学内実習・学外実習及び学生の研究活動の指針
(神戸大学活動制限指針レベル2(一部レベル1))**

【講義・演習・学内実習・学外実習の指針】

・講義については対面授業を原則とし、一部教育上必要な科目については遠隔またはハイブリッド(遠隔+対面)で実施する。

・講義・演習、実習は参加人数を分散して、原則対面で実施するが、遠隔授業を組み合わせも可とし時間を必要最低限度に維持する。原則、これら講義・演習・実習への参加は必須であるが、基礎疾患等を有する学生や高齢の同居家族がいるなど対面による授業の実施に不安を有する学生に対しては代替の学修保証に配慮する。

・学期途中であっても、今後の地域の感染状況や学内での感染者の発生によっては、対面から遠隔授業に切り替えることがある。

・対面授業と遠隔授業が連続する場合等、自宅での遠隔授業受講が困難な学生については、学内アクセスポイント利用環境等に配慮する。

・教室・実習室内への入室を制限する工夫として、公共交通機関使用学生の時差登校、少人数・複数回の授業実施などに配慮する。

・学生は「感染症対策講義」の視聴とレポート提出を必須とする。すでに視聴およびレポート提出済みの学生については、再提出は不要とする。

・学生は健康管理票を毎日記録し、各自の体調管理を励行する。特に演習・実習の開始2週間前より演習・実習中の健康管理票は指導教員の指示により、提出を求める。また、演習・実習の開始2週間前より、不特定多数の他者と接触する可能性の高いアルバイトなどの活動(飲食店・カラオケ店・ライブハウスなどの感染しやすい場所や感染対策を行っていない場所)は、自粛を要請する。授業当日、体温37.5℃以上等、健康管理票チェック項目に該当する体調不良が確認され、新型コロナウイルス感染が危惧される場合には、指導教員および教務学生係への連絡を義務付け、指導教員は必要に応じて保健管理室に連絡し相談の上、授業への参加の可否を判断する。なお、指導教員および保健管理室が授業への参加の可否を判断できない場合は、安全衛生委員会副委員長に相談の上、授業への参加の可否を判断する。

また、附属病院での実習等を行う学生に関して判断に迷う事例については、附属病院感染制御部と協議を行う。

- ・教職員・学生を含めた全員が手洗い励行とマスクの着用を必須とし、教室・実習室の換気を確保する。空調設備使用下においても、室内換気を励行する。

- ・ソーシャルディスタンスを考慮した演習・実習の実施と動線配置に配慮する。個々の実技練習は濃密接触に当たらない15分程度の短時間に留める配慮を求め、マスク装着、手指消毒の実施、実習環境の配慮を十分に行った実習については担当教員の裁量を優先する。演習ペアが変わる毎に手指消毒を励行する。ディスポーザブル手袋の使用についても配慮する。

- ・昼食等の学内での飲食については、食事前後の手洗い手指消毒の励行、食事中は密を避け、会話を行わないなど感染防御を徹底する。なお、生協食堂は営業予定であり、感染防御の対策（席数制限・遮蔽板の設置など）が施されてはいるが、食事に必要な必要最低限の滞在にとどめること。また、各教室で各自持参の弁当等を飲食することは妨げないが、食事中は密を避け、会話を行わない、食事中以外はマスクを必ず着用するなど感染防御を徹底する。

- ・実習・演習や教室内での飲食などにより、飛沫飛散の可能性がある場合、使用物品や室内環境の消毒を徹底する。

- ・学外実習に際しては、移動時のマスク、手指消毒を徹底する。実習施設からの要望あるいは教員の判断によっては、フェイスシールドやディスポーザブル手袋等の備品を支給する。学生には消毒液などの携帯を要請し、施設利用者や現地指導者などとの関わりの前後で必ず使用する。

【学部学生・大学院生の研究活動の指針】

- ・原則、学生の研究活動への参加は制限しないが、基礎疾患等を有する学生や高齢の同居家族がいるなど対面による研究活動の実施に不安を有する学生に対しては代替の学修保証に配慮する。公共交通機関を使用する学生については時差登校などに配慮する。

- ・学生は健康管理票を毎日記録し、各自の体調管理を励行する。体温37.5℃以上等、健康管理票チェック項目に該当する体調不良が確認される場合には、指導教員および教務学生係への連絡を義務付け、研究活動への参加を認めない。

・手洗い励行と登下校・構内でのマスクの着用（熱中症に留意すること）を必須とし、不特定多数の他者と接触する可能性の高いアルバイトなどの活動（飲食店・カラオケ店・ライブハウスなどの感染しやすい場所や感染対策を行っていない場所）は、自粛を要請する。

・ソーシャルディスタンスを考慮した実験環境の設定と動線配置を行う。研究室の換気を十分に行い、使用物品や室内環境の消毒を徹底する。空調設備使用下においても、室内換気を励行する。

・学外施設等で行う研究活動については「学外実習の指針」に準拠する。

遠隔授業実施に伴う学生のアクセスポイント利用に関するガイドライン

保健学研究科・医学部保健学科

対面授業及び遠隔授業の実施にあたり、学生がアクセスポイントを利用する場合には、以下の事項を遵守するものとする。

1. 対象学生

- ・通信環境が整わないため、遠隔授業を受講することが困難な学生
- ・登校時間の都合等により自宅で遠隔授業を受講することが困難な学生

2. 利用の許可

遠隔授業の受講のため利用する場合は申請不要とする。その他の学修に関する利用に関しては、教務学生係に相談する。

3. 学生が教室を利用する際の遵守事項

1) 開放されている教室のみ出入りすること。

学生は、職員から対面授業・遠隔授業の履修状況について確認を求められたときは、その指示に従うこと。

2) 感染予防のため、以下のとおり最大限の注意を払って教室を使用するとともに、咳エチケット（マスク着用）や手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、学内外での行動に注意すること。

- ・登校前には健康状態チェック（体温、風邪症状の有無の確認）を行うこと。体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のある者は、指導教員と教務学生係に連絡し、通学しないこと。
- ・教室に入室する際は、備え付けのアルコール洗浄液で手指をよく消毒すること。
- ・登下校時及び入室時にはマスクを着用すること。（熱中症に留意すること）
- ・最も感染拡大のリスクを高める環境の抑制に努めること。
① 換気の悪い密閉空間 ② 人が密集している ③ 近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なった場を作らないこと。
- ・使用許可された教室の窓は、可能な限り開放するよう心掛けること。

休憩時間は必ず教室の換気を行うこと。

- 教室及び建物内での私語は慎むこと。
- 近距離での人との会話はしないこと。
- 人と人との間隔は2メートル以上空けて利用すること。
- Zoom等のオンライン授業を受講する際は、他の学生に配慮し、各自で持参したヘッドホン等を利用すること。
- 食事はできる限り人と会話せずに行うこと。
- その他大学の備品について、できる限り触れないようにすること。

3) 教室を学修以外に使用してはならない。

4) 教室の使用等について大学管理者からの指示がある時は、その指示に従わねばならない。

5) 上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。

【開放する教室】

受講しようとする授業科目の時間割上記載教室のみ使用可能とする。